

補助対象経費区分ごとの説明および必要証拠書類

④展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)

…新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費

- 展示会出展の出展料等に加えて、関連する運搬費(レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等は除く)・通訳料・翻訳料も補助対象となります。
- 海外展示会等の出展費用の計上にあたり外国語で記載の証拠書類等を実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください(実績報告の際に提出する証拠書類の翻訳料は補助対象となりません)。
- 出展等にあたり必要な機械装置等の購入は、①機械装置等費に該当します。
- 自社で主催するイベントの為に会場を借りる費用は、⑦借料に該当します。
- 下記に該当する展示会等出展費は補助対象外です。
 - ・ 国(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)により出展料の一部助成を受けるもの
 - ・ 請求書の発行日や出展料等の支払日が交付決定日より前となるもの(展示会等の出展については、出展申込みは交付決定前でも構いません。)
 - ・ 販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらないもの
 - ・ 補助事業期間外に開催される展示会等に係るもの
 - ・ 選考会、審査会(〇〇賞)等への参加・申込費用
 - ・ 実績報告の際に提出する証拠書類の翻訳料
 - ・ 文房具等の事務用品等の消耗品代
 - ・ 飲食費を含んだ商談会参加費等

実績報告書等提出時に必要な証拠書類

④
展
示
会
等
出
展
費

- [1] 見積書
※すべての取引において必要
- [2] 出展申込・契約・発注書(発注行為が確認できる資料)
- [3] 請求書
- [4] 銀行振込(明細)受領書または領収書
※口座引き落としの場合は銀行預金通帳の写し等を提出
- [5] 展示会等の出展要領・規約等
- [6] 出展記録(出展者リストまたは写真等)
※旅費を支出する場合は出張報告と兼ねることも可

具体例

展示会出展料を計上する場合に提出が必要な証拠書類

1. (料金の記載のある)展示会の案内チラシ
※見積書に相当する書類をご提出ください。
2. 展示会申込書
※交付決定日より前の申込みでも補助対象となります。
3. 展示会開催者からもらう請求書
※交付決定日以降に発行された請求書でないと補助対象外となります。
4. 展示会開催者へ支払ったことが確認できる銀行振込受領書または領収書
5. 展示会出展要領・規約
※どのような展示会なのかがわかる資料をご提出ください。(1.の展示会案内チラシと兼ねることができる場合もあります。)
6. 出展記録(出展者リストまたは写真等)
※実際に補助事業者が展示会に参加したことがわかる資料をご提出ください。(旅費を支出する場合は出張報告と兼ねることも可。)

よくある質問

Q1. 展示会や商談会の申込みについては、交付決定前でも認められるのか？

⇒展示会等への出展の申込みについてのみ、交付決定前の申込みでも補助対象となります。
(ただし、請求書の発行日及び出展料等の支払日が交付決定後でなければ補助対象になりません。)

Q2. 展示会の申込みでなく、展示会を開催するため、会場代の支出を補助対象経費としたい。
この場合は、展示会等出展費で計上するのか？

⇒展示会に出展するための経費ではないので、展示会等出展費で計上はできません。会場代は借料で計上いただきます。

Q3. 展示会開催日が補助事業期間でない場合は、当該展示会等の申込料は補助対象外か？

⇒そのとおりです。補助事業期間外の取組に係る経費は補助対象外となります。

Q4. 備品を送るために、宅配便を利用した場合の必要な証拠書類は？

⇒宅配伝票(金額、日付、送付先記載のもの)となります。

Q5. 展示会で使用する備品の購入、ポスター・チラシ等作成は展示会出展費で計上するのか？

⇒備品の購入は機械装置等費、ポスター・チラシ等作成は広報費で計上いただきます。